

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅で人工呼吸器を日常的に使用する者（以下「人工呼吸器使用者」という。）が災害時においても日常生活を支障なく営むことができるようにするため、第3条に定める非常用電源を購入する者に対し、予算の範囲内において松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療機関等に入院中の者、障害者施設等に入所中の者及び睡眠時無呼吸症候群等によるCPAP（持続陽圧呼吸療法）を受けている者を除くものとする。

- (1) 非常用電源を購入した日及び第6条第1項の申請をした日において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている人工呼吸器使用者
- (2) 前号に掲げる者の同居の親族
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者のいずれかが、同一の人工呼吸器使用者のために過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者である場合は、当該人工呼吸器使用者に係る補助金の交付の対象としない。

(対象非常用電源)

第3条 補助金の交付の対象となる非常用電源は、新たに購入されるもので、次の表に掲げるものとする。

非常用電源の種目	性能要件
ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
DC/ACインバーター (人工呼吸器の作動又は人工呼吸器への充電のために必要とするものに限る。)	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置

<p>その他市長が必要と認める用品</p>	<p>上記非常用電源の使用にあたって必要となる用品</p>
-----------------------	-------------------------------

2 前項における非常用電源のうち、次に掲げるものは除く。

- (1) オークションによる購入
- (2) フリーマーケットによる購入
- (3) 中古品の購入
- (4) 市場価格に比して著しく購入価格が高額であるものを購入

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、非常用電源の購入に要する経費（送料を含む。）とする。ただし、非常用電源の維持に要する経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の9に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯が生活保護法による被保護世帯、または、市町村民税所得割非課税世帯である場合は、補助対象経費の合計額の10分の10に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項における補助金額が100,000円を超えるときは、100,000円を限度とする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付の方法は、補助対象者に対する償還払いとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者と事業者の間で、補助金の請求及び受領に関する委任がなされているときは、事業者が当該補助対象者に代わって請求及び受領を行うこと（以下「代理受領」という。）ができる。

(償還払いの交付申請等)

第7条 申請者は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 本市に住所を有することを証する書類
 - (2) 申請者が属する世帯員について当該年度（補助金を申請する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の額が証明できる書類
 - (3) 日常的に人工呼吸器の装着を要することを証する書類
 - (4) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる補助対象者が申請者である場合にあつては、権限を証する書類
 - (5) 非常用電源の領収書その他の支払を証する書類（次に掲げる事項が記載されているものに限る。）
 - ア 当該領収書を発行した者の名称
 - イ 非常用電源を購入した者の氏名（松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第69条第5項に規定する請求権又は領収権の委任がない場合にあつては、申請者の氏名に限る。）
 - ウ 購入した非常用電源に係る金額、購入日及び品名又は品番
 - (6) 宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）
 - (7) 第3条第1項第1号に掲げる者が成年被後見人の場合で成年後見人が代理で申請する場合は、成年後見人であることを証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、非常用電源を購入した日から起算して1年以内に提出しなければならない。

（償還払いの決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式。以下「交付決定（却下）通知書」という。）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（償還払いの請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付請求書（第4号様式。以下「交付請求書」という。）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求について、内容を審査した上で適正と認めるときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（代理受領による交付申請等）

第10条 申請者は、対象非常用電源の購入を行う前に、松戸市在宅人工呼吸

器使用者非常用電源購入補助金交付申請書【代理受領】（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 本市に住所を有することを証する書類
- (2) 申請者が属する世帯員について当該年度（補助金を申請する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の額が証明できる書類
- (3) 日常的に人工呼吸器の装着を要することを証する書類
- (4) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる補助対象者が申請者である場合にあつては、権限を証する書類
- (5) 松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金用見積書（第6号様式。以下「見積書」という。）
- (6) 宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）
- (7) 第3条第1項第1号に掲げる者が成年被後見人の場合で成年後見人が代理で申請する場合は、成年後見人であることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（代理受領による交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、交付することを決定したときは、交付決定（却下）通知書により、その旨を当該申請者に通知するとともに、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助券（第7号様式。以下「補助券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、交付決定（却下）通知書により、その旨を当該申請者に通知する。

（変更申請等）

第12条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金変更交付申請書（取下書）（第8号様式。以下「変更交付申請書（取下書）」という。）に、補助券及び変更後の見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、申請を取り下げようとするときは、変更交付申請書（取下書）に補助券を添えて、市長に

提出しなければならない。

(変更交付決定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、変更交付することを決定したときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金変更交付決定（却下）通知書（第9号様式。以下「変更交付決定（却下）通知書」という。）により、その旨を当該申請者に通知するとともに、変更後の補助券を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、変更交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、変更交付決定（却下）通知書により、その旨を当該申請者に通知するとともに、変更前の補助券を返却するものとする。

(代理受領による補助金の請求)

第14条 第6条第2項の規定により、申請者に代わり、代理受領を行う事業者は、補助金の交付決定を受けた者が負担すべき額として補助券に記載された額を徴収の上で領収書を交付して非常用電源の引き渡しを行い、その引き渡しを証明する内容を含む松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の請求及び受領に係る委任状（第10号様式。以下「委任状」という。）を受領しなければならない。

2 前項の事業者が補助金を請求するときは、交付請求書に補助券及び委任状を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求について、内容を審査した上で適正と認めたときは、補助券に記載された公費負担額を事業者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、補助金の交付決定を受けた者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(代理受領事業者の登録申請)

第15条 市長は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の代理受領を行う事業者（以下「代理受領事業者」という。）を、申請により予め販売店ごとに登録するものとする。

2 前項の規定による登録の申請を行おうとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録申請書（第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請年度における千葉県の入札参加業者適格者名簿に登載されている申請事業者については、各号の書

類の提出を省略させることができる。

- (1) 登記事項証明書（個人にあっては市町村発行の身分証明書）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（代理受領事業者の登録決定）

第16条 市長は、前条第2項による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録（不登録）通知書（第12号様式）により、その旨を当該申請事業者に通知するものとする。

（登録内容変更等の届出）

第17条 代理受領事業者は、登録事項の内容に変更が生じたときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録内容変更届出書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 代理受領事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者（廃止・休止・再開）届出書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の期間及び更新）

第18条 第16条の規定による登録の有効期間は、登録開始日が属する年度から起算して5年度目の年度末までとする。

- 2 登録期間後も引き続き登録を希望する事業者は、登録の有効期間が経過する前に第15条第2項の規定による登録手続きを行わなければならない。この場合において、登録の決定がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

（登録の取消し）

第19条 市長は、代理受領事業者の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第16条の規定により行った登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の請求に関し不正を行ったとき。
- (2) 不正な手段により第16条に規定する登録の決定を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反していると市長が認めたとき。

（代理受領事業者に係る情報提供）

第20条 市長は、代理受領事業者に係る情報のうち、次に掲げるものを補助対象者を含む市民に周知するものとする。

- (1) 販売店の名称、住所及び連絡先
- (2) 取り扱う非常用電源の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

(非常用電源の管理等)

第21条 補助金を受けて購入した非常用電源は、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 補助対象者は、非常用電源を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持に関する経費を負担しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第22条 市長は、交付決定者又は代理受領事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付決定取消（返還）通知書（第15号様式）により、当該者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月26日から施行し、同日から適用する。

(改正前の様式の使用)

2 改正前の第4号様式であっても申請に必要な事項が記載されている場合は、当該様式を使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
(改正前の様式の使用)
- 2 改正前の第1号様式、第2号様式であっても申請に必要な事項が記載されている場合は、当該様式を使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書

(あて先) 松戸市長

年 月 日

申請者

氏名			
住所			
人工呼吸器使用者との関係	本人・同居の親族・()		
日中に連絡がとれる電話番号			
課税状況	課税・非課税	生活保護受給	有・無

松戸市在宅人工呼吸器用使用者非常用電源購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

人工呼吸器 使用者	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和
	氏名			年 月 日
	住所	松戸市	電話番号	

非常用 電源	種類	ポータブル電源 (蓄電池)	DC/AC インバーター	
	購入日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	メーカー名			
	品番等			
合計購入額(税込)		円		
補助金申請額		※合計購入額の9/10(生活保護受給世帯・非課税世帯10/10)(1円未満切り捨て)と10万円のどちらか少ない方 円		

●補助金の対象となった非常用電源を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはできません

下記の内容をご確認の上、□にチェックし書類をご提出ください。☑のないものは受付できませんので予めご了承ください。

<input type="checkbox"/>	申請者氏名(第1号様式)、同意書氏名(第2号様式)、請求書氏名(第4号様式)、振込口座名義人、領収書のあて名はすべて同一になっています。
<input type="checkbox"/>	申請額と請求額は、合計購入額の9/10(生活保護受給世帯・非課税世帯10/10)(1円未満切り捨て)と10万円のどちらか少ない方になっています。
<input type="checkbox"/>	同意書(第2号様式)に世帯構成者全員の記載、押印をしています。
<input type="checkbox"/>	領収書には「申請者の氏名」「購入日」「販売店名」「購入金額」「購入内容(品名、型番等)」が明記されています。
<input type="checkbox"/>	添付書類が揃っています。 ① 宣誓書兼個人情報利用同意書(第2号様式) ② 補助金交付請求書(第4号様式) ③ 領収書 ④ 診療報酬明細書
<input type="checkbox"/>	二重線による訂正や修正テープ・修正液・消せるボールペンを使用していません。

第2号様式

宣誓書兼個人情報利用同意書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

住所

氏名

印

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請にあたり、次のとおり宣誓します。また、市が確認のため、必要な官公署に住民記録、戸籍情報、課税状況、生活保護受給状況等の個人情報等を照会することに世帯構成者は承諾します。

- 1 対象となる人工呼吸器使用者は、医療機関等に入院、入所していません。
- 2 対象となる人工呼吸器使用者は、日常的に人工呼吸器を使用しています。
- 3 対象となる人工呼吸器使用者のために過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。
- 4 補助対象となった非常用電源を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはいたしません。

<世帯構成者>

フリガナ 世帯構成者氏名	申請者から 見た続柄	生年月日	印
	本人	大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	

※申請者ご本人も含めて全員の記名・押印をお願いします。

様

松戸市長 ⑩

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、次のとおり決定をしたので通知します。

1 次のとおり決定する。

補助金の交付方法		償還払い		代理受領	
人工呼吸器 使用者	住所				
	氏名		生年月日		
補助対象の 非常用電源					
事業者 ※代理受領の場合					
① 購入に 要する 費用	円	② 補助金 の額	円	③ 自己 負担額 (①-②)	円

2 次の理由により却下する。

(教示)

第4号様式

年 月 日

(あて先) 松戸市長

住所

氏名

印

※事業者が代理受領する場合は、事業者が記載

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付請求書

年 月 日付け松戸市指令第 号で決定のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第9条第1項又は第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

十万	万	千	百	十	一

円

2 振込先

銀行	口座名義	(フリガナ)						
	金融機関名	支店名	口座番号					
			普通・当座					

第5号様式

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書【代理受領】

(あて先) 松戸市長

年 月 日

申請者

氏名			
住所			
人工呼吸器使用者との関係	本人・同居の親族・()		
日中に連絡がとれる電話番号			
課税状況	課税・非課税	生活保護受給	有・無

松戸市在宅人工呼吸器用使用者非常用電源購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

人工呼吸器 使用者	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和
	氏名			年 月 日
	住所	松戸市	電話番号	

該当する欄の□にチェックを入れてください。

申請する 非常用電源	種類	<input type="checkbox"/> ポータブル電源 (蓄電池)	<input type="checkbox"/> DC/AC インバーター	<input type="checkbox"/> ()
	見積額 (税込)	円	円	円
	見積額 の合計	円		
購入する事業者名 (販売店名)				

●補助金の対象となった非常用電源を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはできません

下記の内容をご確認の上、□にチェックし書類をご提出ください。☑のないものは受付できませんので予めご了承ください。

<input type="checkbox"/>	申請者氏名(第5号様式)、同意書氏名(第2号様式)、見積書対象者(第6号様式)のあて名はすべて同一になっています。
<input type="checkbox"/>	同意書(第2号様式)に世帯構成者全員の記載、押印をしています。
<input type="checkbox"/>	添付書類が揃っています。 ① 宣誓書兼個人情報利用同意書(第2号様式) ② 見積書(第6号様式) ③ カタログ等の写し ④ 診療報酬明細書
<input type="checkbox"/>	二重線による訂正や修正テープ・修正液・消せるボールペンを使用していません

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金用見積書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

【見積者（事業者）】

名称

代表者役職・氏名

所在地

電話

FAX

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の対象用品について、下記のとおり見積りします。見積りの用品については、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第3条の性能要件を満たしていることを保証します。

【申請者】

氏名		住所	
----	--	----	--

【見積内容】

	ポータブル電源(蓄電池)	DC/ACインバーター	()
メーカー名			
品番等			
見積額(税込)	円	円	円

※カタログ等の写し、製品の概要が分かる資料を添付してください。

【松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第3条に規定する要件】

非常用電源の種類		性能要件
<input type="checkbox"/>	ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
<input type="checkbox"/>	DC/ACインバーター	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置(人工呼吸器の作動又は人工呼吸器への充電のために必要とするものに限る)
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める用品	上記非常用電源の使用にあたって必要となる用品

※該当する欄の□にチェックをいれてください。

※疑似正弦波(矩形波、修正正弦波)の製品は補助の対象外です。

【備考】この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助券

指令番号			交付決定日		
申請者					
住所					
人工呼吸器 使用者氏名			生年月日		
補助対象 非常用電源	種類	<input type="checkbox"/> ポータブル電源 (蓄電池)	<input type="checkbox"/> DC/AC インバーター	<input type="checkbox"/>	
	メーカー名				
	品番等				
事業者 (販売店)	名称				
	所在地				
	電話番号				
①購入額(見積額)		②公費負担額		③自己負担額 (①-②)	
円		円		円	
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
松戸市長 印					
<p>※事業者記載欄</p> <p>(あて先) 松戸市長</p> <p>上記の非常用電源を販売し、上記③の額を受領したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者役職・氏名 (印)</p>					

第8号様式

年 月 日

(あて先) 松戸市長

住所
氏名

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金
変更交付申請書 (取下書)

年 月 日付け松戸市指令第 号で決定のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金について、申請内容を変更(取下)したいので、次のとおり申請(届出)します。

記

- 1 区 分 変 更 ・ 取 下
- 2 内 容
- 3 理 由

備考 変更の場合は、変更内容が分かる書類(見積書等)を添付してください。

第9号様式

松戸市指令第 号
年 月 日

様

松戸市長 ⑩

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金
変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請（届出）のあった松戸市在宅人工呼吸器
使用者非常用電源購入補助金の申請内容の変更（取下）について、次のとおり
決定をしたので通知します。

1 次のとおり決定する。

2 次の理由により却下する。

（教示）

第 10 号様式

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の
交付請求及び受領に係る委任状

年 月 日

(あて先) 松戸市長

委任者 (申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

※ご記入・ご捺印の上、
補助券と併せて事業者にお渡してください

私は 年 月 日付け松戸市指令第 号で決定のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金に係る非常用電源を下記事業者から購入して受領したことを証明するとともに、松戸市からの補助金に係る請求及び受領に関する権限を下記の受任者 (事業者) に委任します。

記

受任者 (事業者) 住 所 _____

名 称 _____

代表者役職・氏名 _____ 印 _____

(あて先) 松戸市長

住所
 事業者名称
 代表者氏名
 電話番号

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録申請書

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第 15 条第 2 項に基づき、非常用電源の補助金の代理受領を行う事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

また、松戸市が、販売店の名称、住所及び連絡先並びに取り扱う非常用電源の種類を公表することに同意します。

(非常用電源の販売を行う販売店)

住 所	(〒 —)		
フリガナ			
名 称			
フリガナ			
代表者の氏名			
連絡先	TEL		FAX
	E-mail		
取り扱う 非常用電源の 種類 (□に☑をし てください)	<input type="checkbox"/>	ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置 で、定格出力が300W以上のもの
	<input type="checkbox"/>	DC/ACインバーター	自動車用バッテリー等の直流電源 (DC) を正弦 波交流電源 (AC) に変換する装置 (人工呼吸器 の作動又は人工呼吸器への充電のために必要 とするものに限る)
	<input type="checkbox"/>	()	上記非常用電源の使用にあたって必要となる 用品

次の事項を遵守してください。

1. 関係法令を遵守すること。
2. 在宅人工呼吸器使用者の心身の状況、介護者の状況、生活環境、非常用電源に関する希望を
勘案し、適切な非常用電源の販売に努めること。
3. 非常用電源の機能や見積りについて、十分な説明を行うこと。

様

松戸市長 印

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者
登録（不登録）通知書

年 月 日付けで申請のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者登録について、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第 16 条の規定により、決定したので通知します。

1 次のとおり登録する。

	事項	内容		
事業者	住所			
	名称			
	代表者氏名			
	電話番号			
販売店	住所			
	名称			
	代表者氏名			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
	取扱非常用電源			
登録期間		年 月 日 ~ 年 月 日		

2 次の理由により不登録とする。

(教示)

年 月 日

(あて先) 松戸市長

住所
事業者名称
代表者氏名

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者
登録内容変更届出書

次のとおり登録内容の変更があったので、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により届け出ます。

	事項	変更日	変更前の内容	変更後の内容
事業者	住所			
	名称			
	代表者氏名			
	電話番号			
販売店	住所			
	名称			
	代表者氏名			
	電話番号			
	F A X			
	E-mail			
	取扱非常用電源			

第 14 号様式

年 月 日

(あて先) 松戸市長

住所
事業者名称
代表者氏名

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金代理受領事業者
(廃止・休止・再開) 届出書

次のとおり登録の(廃止・休止・再開)をしたいので、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、届け出ます。

1 内 容

2 理 由

松戸市達第 号
年 月 日

様

松戸市長

㊟

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金
交付決定取消（返還）通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で決定した松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、交付決定の取消（返還）を決定したので、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第 2 2 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 取消し（返還）の内容

全部を取り消します。

一部を取り消します。

（取り消す内容)

2 取消し（返還）の理由

3 返還額 円

4 返還期限 年 月 日